平成２７年（フ）第３２８号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地48棟303号
債務者　入谷　朋枝
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２号
北海道野付郡別海町別海緑町62　ＪＡ2002―103号室、住民票上の住所北海道野付郡別海町別海川上町137番地の45
債務者　白木澤健太
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２３号
北海道標津郡中標津町大通北４丁目１番地３さかえ団地408
債務者　湊　　卓也
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２５号
北海道標津郡標津町南１条西１丁目２番２号
債務者　青木　敏則
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月４日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第２６号
北海道根室市西浜町１丁目117番地３
債務者　竹脇　千穂
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第７１５４号
東京都豊島区北大塚３丁目16―１―501
債務者　野崎　浩史
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８２号
東京都荒川区西日暮里１丁目47―14　鈴木方
債務者　宇佐美和子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８８号
東京都東村山市廻田町１丁目２－７―101
債務者　菅野　恵実
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１８９号
東京都足立区古千谷本町２丁目２―17―103
債務者　市川　光子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３４２号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目16番32号　かねふじハイツ103号
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９３９号
横浜市戸塚区上矢部町14番地１　モア・ステージ戸塚311号
債務者　田畑　千鶴
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１２８号
横浜市港南区港南台２丁目２番２―406号
債務者　齋藤　　淳
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４９号
横浜市港北区大豆戸町12番地　ファーストハウス102号
債務者　野本　裕行
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
島根県浜田市殿町65番地15、住民票上の住所島根県浜田市浅井町1428番地26
債務者　郷原　耕一
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月16日午後１時40分
松江地方裁判所浜田支部